平成２１年（フ）第５８１９号
東京都八王子市中野町2533―１
破産者　佐藤　和昭
１　決定年月日　平成21年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５８２６号
東京都東久留米市下里４―１―21―101、住民票上の住所東京都練馬区下石神井３丁目４―10―205
破産者　風戸不二人（旧姓一丸）
１　決定年月日　平成21年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５８２７号
東京都東久留米市下里４―１―21―101、住民票上の住所東京都練馬区下石神井３丁目４―10―205
破産者　風戸　時子
１　決定年月日　平成21年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５８３２号
東京都練馬区東大泉４丁目30―22
破産者　高橋　博志
１　決定年月日　平成21年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５８５３号
東京都町田市山崎町457都営山崎町第２アパート６―206
破産者　高橋　　功
１　決定年月日　平成21年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５８５４号
千葉県浦安市入船４丁目14―17
破産者　阿部　美幸（旧姓八武崎）
１　決定年月日　平成21年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５８５７号
東京都西東京市南町６丁目９―16―102
破産者　増原　桂子（旧姓天野・田中）
１　決定年月日　平成21年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５８５８号
青森県三沢市六川目６丁目847―１
破産者　平　　典彦
１　決定年月日　平成21年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５８５９号
愛媛県松山市北梅本町甲660―３―201
破産者　清水　　学
１　決定年月日　平成21年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５８６０号
東京都江東区扇橋３丁目１―５―302
破産者　小形　清仁
１　決定年月日　平成21年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５８６１号
東京都板橋区赤塚２丁目22―14―１Ｄ
破産者　山道　義弘
１　決定年月日　平成21年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５８６２号
高知県四万十市中村東町１丁目３―６―２Ｄ
破産者　西川さゆり（旧姓山橋）
１　決定年月日　平成21年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５８６３号
新潟県十日町市四日町1165―１
破産者　西川こずえ
１　決定年月日　平成21年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５８６５号
神奈川県横浜市緑区長津田町2306―２―308
破産者　永山　昭子（旧姓土屋）
１　決定年月日　平成21年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５８６７号
千葉県松戸市松戸新田446―１―211
破産者　關　　直海
１　決定年月日　平成21年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５８６８号
東京都目黒区自由が丘１丁目２―７―206
破産者　山下　憲一
１　決定年月日　平成21年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５９３４号
東京都板橋区大和町49―６
破産者　高田　廣樹
１　決定年月日　平成21年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５９４８号
埼玉県越谷市蒲生４丁目15―24
破産者　浅野美恵子（旧姓花戸）
１　決定年月日　平成21年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６０５０号
東京都板橋区小茂根１丁目32―16―301
破産者　川上　剛士
１　決定年月日　平成21年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６０６２号
神奈川県横浜市神奈川区東神奈川２―40―９―504、住民票上の住所茨城県水戸市元山町２丁目３―50
破産者　白澤　国久
１　決定年月日　平成21年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６０６４号
千葉県船橋市丸山３丁目―53―２
破産者　照山　光雄
１　決定年月日　平成21年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６０６５号
埼玉県三郷市後谷105―３　島進鉄鋼株式会社寮、住民票上の住所北海道札幌市豊平区月寒東１条17丁目１―35―406
破産者　駒井　勇二
１　決定年月日　平成21年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部